

労働判例実務対策セミナー

本セミナーは“今後の実務に役立つ労働判例”を専門の弁護士がわかりやすく解説し、留意すべき事項や具体的な対応手順など、実務対応も含めて説明させていただきます。

また、セミナー後は“個別相談会”を開催し、業務での課題などをご相談いただく場も予定しています。(会場受講者のみで事前予約制) ぜひ、ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

兵庫県経営者協会主催

- 日 時 2023年2月9日(木) 15:00~17:00 (その後17:30頃まで個別労務相談)
- 場 所 兵庫県経営者協会 会議室 神戸市中央区京町76番地2 明海三宮第2ビル2F
- 講 師 神陵法律事務所 弁護士 長谷部信一氏
乗鞍法律事務所 弁護士 乗鞍佳孝氏

■ 『東り事件』 大阪高裁 令和3年11月4日判決 最高裁 令和4年6月7日決定

労働者派遣法第40条の6に定める労働契約申込み みなし制度の適用を認めた“全国初”の判例
労働契約申込みみなし制度は、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して、派遣労働者の派遣会社における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込み(直接雇用の申込み)をしたものとみなされる制度です。同制度を規定した労働者派遣法第40条の6は平成24年の改正法(平成24年法律第27号)により新設され、平成27年10月1日より施行されておりますが、上記事件は同制度の適用を認めた最初の裁判例になります。特に請負を労働力として活用している企業においては、偽装請負と認定されると、請負会社との間で結ばれた労働契約と同一内容での雇用が強制されることになることから、実務上の影響も大きいと、法律の内容・判断のポイントなどを整理したいと思います。

■ 『NHKサービスセンター事件』 横浜地裁川崎支部 令和3年11月30日判決

無期転換から5ヶ月後に定年を迎えた定年退職者の再雇用について、定年前の事情を加味して継続雇用拒否が有効とされた“数少ない”判例

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に関し、定年後の継続雇用を拒否し得る場合を示した一事例であり、高齢化が進む現代社会において、参考となる裁判例であると思われまます。また、迷惑な発言を行う架電者に対する雇用主の対応が不十分であるとして雇用主の安全配慮義務違反がある旨も主張されましたが、それも認められなかった事例であり、いわゆるカスタマーハラスメント等の問題と雇用主の従業員に対する安全配慮義務の問題を検討するうえでも、参考となる裁判例であると思われまます。

<定 員> 教室受講 16名(先着順です) web受講 100名(当協会会員様限定)

<締切日> 2023年1月31日(火) 締切日以降のキャンセルはご容赦願います。

<参加費・税込> 会員: 9,000円/人 会員以外: 14,000円/人 別途ご請求書をメールします。

<個別労務相談> 日頃の労務問題に関するお悩みに本セミナー講師が対応させていただきます。
会場受講者のみで予約制とし、ご質問内容はお申込みの際にHPからお知らせいただきます。

<重要事項>

- *WEB受講の場合は、お申込み者のみの受講とし、録画や二次利用は厳禁です。
- *教室受講者で体温が37.5度以上の場合やマスク未着用の場合は、参加をお断りします。
- *当日体調がすぐれない場合は、リモート受講に切り替えることも可能です。
- *お問合せ 出口・松岡 TEL: 078-321-0051 mail: k556@hpea.jp (全て半角英数)

<申込み> 兵庫県経営者協会ホームページ 中段にある「人事・労務関連」>
「労働判例実務対策セミナー」より、お申込みをお願い申し上げます。